

## 汚染土壌の浄化確認方法

### ～汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第3版）より～

#### 1) 浄化確認調査

浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌を浄化等済土壌と判断するには規則第59条第3項に規定する掘削後調査方法により調査しなければならない。

掘削後調査は要措置区域等内の土壌の調査方法であることから、掘削後調査方法における「掘削対象地」や「掘削した土壌」を読み替えて対応することとなる。ここでは、読み替えたものを浄化確認調査と規定した。

浄化確認調査では、当該汚染土壌の搬入先である要措置区域等の土壌汚染状況調査における地歴調査により汚染のおそれがないと認められる場合は、PCBを除く第三種特定有害物質についての調査は不要である。

また、搬入された汚染土壌に係る「汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握」（規則第59条第3項第1号）により、当該汚染土壌又は物質の種類が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌のうち要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類」であることが確認できる場合には、その特定有害物質については900 m<sup>3</sup>単位で試料採取等を行うことが可能となっている（処理業通知記の第2の2(17)）。

ただし、この規定を適用するためには、他の要措置区域等の土壌と区別されて運搬されるとともに、区別されて処理がなされていること（混合・混載されていないこと）が必要である。これは2.2.6(6)1)にも示したように、他の要措置区域等の土壌と混合・混載されることにより、基準適合していた特定有害物質が基準不適合となる可能性があるためである。

浄化確認調査の方法は次のとおりである。なお、溶融された処理後土壌については、2 mm以下の大きさに破碎した後、調査を行う必要がある。

なお、浄化確認調査の実施については、計量証明事業者が実施することが望ましい（新処理業通知記の第2の1②）。

ア. 第一種特定有害物質

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌などと混合するおそれのないように、100 m<sup>3</sup>以下ごとに区分すること（当該処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については900 m<sup>3</sup>ごと）
- ② ①の規定により区分された処理後土壌について、試料採取等の対象とすること
- ③ ②の規定により試料採取等の対象とされた処理後土壌において、任意の1点の土壌を採取すること
- ④ ③の規定により採取された処理後土壌の土壌溶出量を施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により測定すること

イ. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌と混合するおそれのないように、100 m<sup>3</sup>以下ごとに区分すること
- ② ①の規定により区分された処理後土壌について、試料採取等の対象とすること
- ③ ②の規定により試料採取等の対象とされた処理後土壌において、任意の5点の土壌を採取すること
- ④ ③の規定により採取された5点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること
- ⑤ ④の規定により混合された土壌を1つの試料として、土壌溶出量及び土壌含有量を測定すること（当該処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、④の規定により混合された土壌を9つで1つの対象とし、任意の5土壌を、それぞれ同じ重量混合された土壌を1つの試料として、土壌溶出量及び土壌含有量を測定すること）

処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類についての浄化確認調査方法の一例を図2.2.6-3に示す。

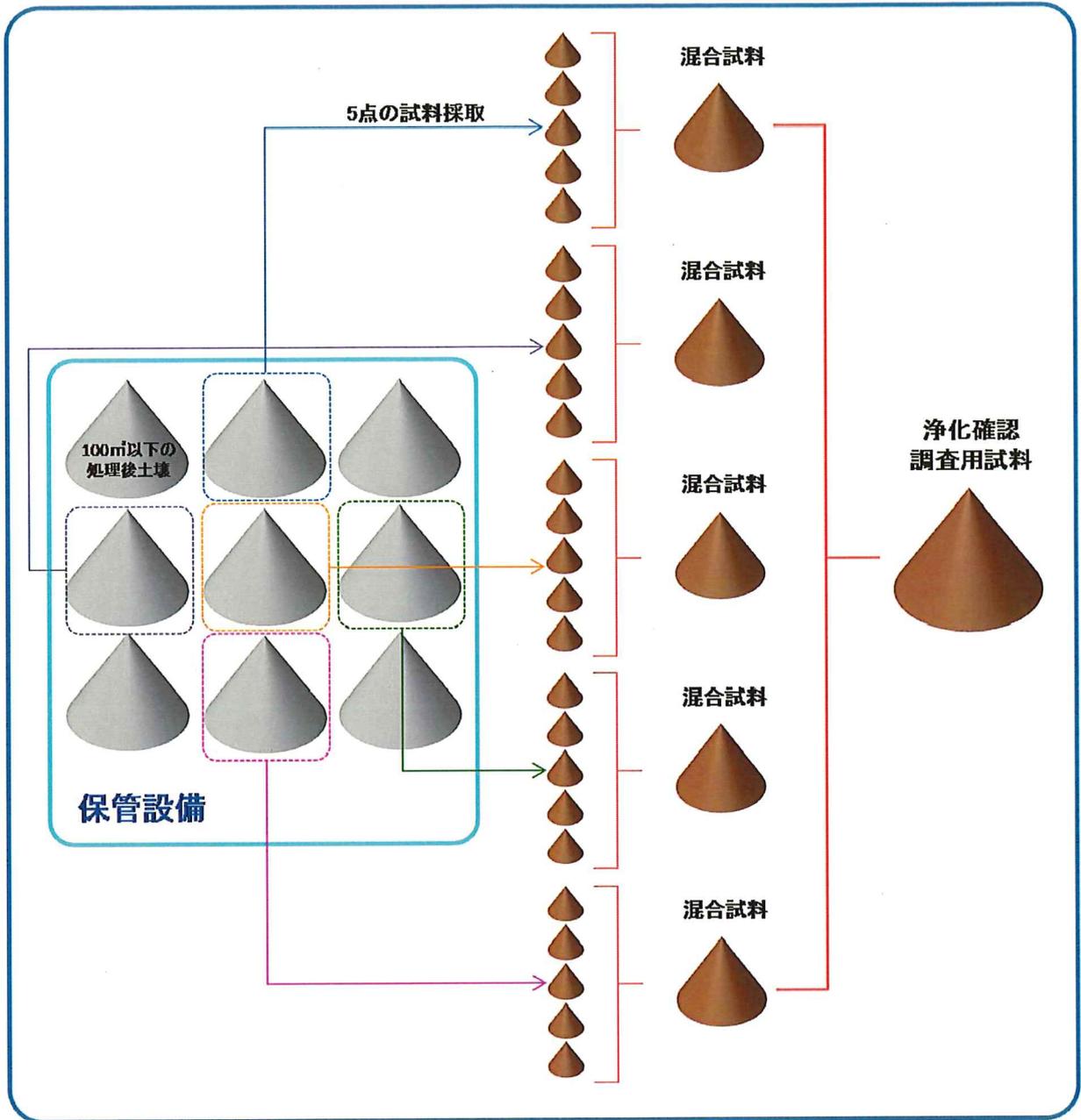


図 2.2.6-3 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類についての浄化確認調査方法の一例（第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質）